

## 避難確保計画 Q&A

### 【水防法・土砂災害防止法等について】

Q 要配慮者利用施設とは

A 社会福祉施設・学校・医療施設その他の主として防災上の配慮（避難に時間がかかるなど）を要する方々が利用する施設です。

Q なぜ避難確保計画を作成しなければならないのか

A 平成29年6月19日に「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正され、要配慮者利用施設は作成を義務付けられたためです。

Q 一つの建物に複数の要配慮者利用施設が存在する場合、どのように作成すれば良いか

A 原則、それぞれの要配慮者利用施設の所有者または管理者に避難確保計画の作成が必要であると考えておりますが、一つの経営主体が複数の要配慮者利用施設を同一の敷地内に所有する場合などに複数施設を一体として作成を行うことや核施設の管理者が合同して避難確保計画を作成することも可能です。ただし、避難時の職員体制などが異なる場合は別々の避難確保計画を作成してください。

Q 洪水・土砂災害避難確保計画を既に作成している場合も新たに作成しなければならないのか

A 必要項目を満たしている場合は新たな計画作成は不要です。不足している項目がある場合は、当該部分を追記して提出してください。

Q 避難訓練を実施した旨を市町村に報告する必要があるのか

A 訓練の実施及び報告が義務付けられていますのでご報告願います。なお、訓練は原則年1回以上実施し、実施後1ヶ月以内を目安にご報告願います。

Q 避難確保計画を作成しない施設への「指示」及び「公表」はどのように行うのか

A 期限を定めて避難確保計画の作成を求める「指示」を行い、さらに「指示」後に一定期間経過後も作成しない施設については、その施設名をホームページ等で公表する可能性があります。

## 【作成について】

Q 避難確保計画のどの部分を作成・提出すれば良いか

A (ホームページ掲載の様式) 項目 1~15 について作成し、項目 1~9 を提出してください。(10~15 は提出不要です。) また、自衛水防組織を設置する場合は、項目の別添、別表 1・2・別紙 1 を作成し、別紙 1 のみ提出してください。

Q 自衛水防組織とは

A 各施設の従業員等により組織し、あらかじめ定める計画に基づき、統括管理者の指揮のもと各構成員がそれぞれの役割に応じて、施設利用者等の避難誘導や施設への災害防止活動を行うものです。

Q 自衛水防組織にある管理権限者・統括管理者とは誰を指すのか

A 管理権限者は各施設の所有者・管理者のことです。多数の人を収容する施設等の防火管理等について権限を有する人です。

統括管理者は管理権限者が定めた人です。自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう指揮・命令・監督等の権限を有します。

Q 施設の状況において人数を記載する欄があるが、昼間の時間帯と夜間の時間帯は具体的に何時か

A 細かく時間の指定はしておりません。日勤・夜勤等の体制がある場合は、それぞれの人数と勤務時間を記載してください。なお、夜勤体制がない場合は、昼間の時間帯に人数等を記載してください。

Q 避難経路図作成において垂直避難を選択する場合でも作成が必要か

A 垂直避難が可能であり、垂直避難を選択する場合は作成不要です。

Q 垂直避難はどのような場合に可能なのか

A 土砂災害の場合は不可能です。

洪水時において、以下の 3 つの条件が当てはまる場合にのみ垂直避難が可能です。

①建物が堅牢で家屋倒壊の恐れがないこと。

②建物上層階の高さと洪水時に想定される浸水深を比較し、建物上層階が浸水しないこと。(浸水 50cm 以下であれば、2 階以上に避難可能)

③全ての避難者を建物上層階に収容できること。

Q 避難所はどのように決めれば良いか

A 移動時間が短い近くの避難所で、より安全な避難所を選択してください。  
また、風水害においては開設する避難所を限定している場合もあるので、詳しくは防災危機管理課までお問い合わせください。

Q 避難経路はどのように決めれば良いか

A 浸水により想定される深さが浅いルートなどのより安全なルートを選択してください。(避難経路を作成の上で、ご不明な点等ありましたら防災危機管理課へ相談してください。)

Q 防災体制についてどのように記載したら良いか

A 様式の見本には最低限の項目を記載しております。見本と同等以上となるよう記載してください。

Q 防災教育・訓練について毎年実施しなければならないか

A 年1回以上の訓練を実施することが義務付けられています。